

■大郷町道路占用料改定内容一覧

占用物件		単位	占用料の額 (円)		
			現行 (～R6.3)	改定後 (R6.4～)	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	300	430	
	第2種電柱		470	670	
	第3種電柱		630	900	
	第1種電話柱		270	390	
	第2種電話柱		440	620	
	第3種電話柱		600	850	
	その他の柱類		27	39	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3	4	
	地下に設ける電線その他の線類		2	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	380	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	160	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		230	330	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	670	590	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	540	780		
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	11	16	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		16	23	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		24	35	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		33	47	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		49	70	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		65	93	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		110	160	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		160	230	
	外径が1m以上のもの		330	470	
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	-	2
		その他のもの		-	8
	自動運行補助施設	交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	-	620
		その他のもの	上空に設けるもの	-	390
	地下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	-	230
	その他のもの			540	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	540	780	

占有物件			単位	占有料の額 (円)	
				現行 (～R6.3)	改定後 (R6.4～)
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	0.005A	0.004A
		階数が2のもの		0.008A	0.006A
		階数が3以上のもの		0.01A	0.007A
	上空に設ける通路			340	290
	地下に設ける通路			200	180
	その他のもの			540	780
道路法第32条第 1項第6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	7	6
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	67	59
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチであ るものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	67	59
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	670	590
	標識		1本につき1年	440	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	7	6
		その他のもの	1本につき1月	67	59
	幕（令第7条第4 号に掲げる工 事用施設であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの	その面積1㎡につき1日	7	6
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	67	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670	590
		その他のもの		340	290
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	-
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	-	0.031A
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	67	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1月	54	78
令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	-	0.017A
	上空に設けるもの			-	0.017A
	地下（トンネルの 上の地下を除 く。）に設けるも の	階数が1のもの		-	0.004A
		階数が2のもの		-	0.006A
		階数が3以上のもの		-	0.007A
その他のもの		-	0.025A		

占有物件		単位	占有料の額（円）	
			現行 （～R6.3）	改定後 （R6.4～）
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占有面積1㎡につき1年	0.024A	<b>0.022A</b>
	その他のもの		0.017A	<b>0.015A</b>
令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物	占有面積1㎡につき1年	0.024A	<b>0.022A</b>
	その他のもの		0.017A	<b>0.015A</b>
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	0.024A	<b>0.022A</b>
	上空に設けるもの		0.024A	<b>0.022A</b>
	その他のもの		0.034A	<b>0.031A</b>
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1㎡につき1年	0.034A	<b>0.025A</b>
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	0.024A	<b>0.022A</b>
	上空に設けるもの		0.024A	<b>0.022A</b>
	その他のもの		0.034A	<b>0.031A</b>
令第7条第14号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	-	<b>0.031A</b>